

津市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定による監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和5年2月16日

津市監査委員 小 津 直 久

津市監査委員 安 藤 友 昭

津市監査委員 安 井 広 伸

津市監査委員 堀 口 順 也

別紙のとおり

第1 監査の基準

監査委員は、津市監査基準（令和2年津市監査委員告示第3号）に準拠して監査を行った。

第2 監査の対象部局等

本件監査の結果に関する報告の対象となる監査の対象部局等は、次のとおりである。

- 1 内部統制室
- 2 政策財務部（秘書課、政策課（公平委員会を含む。）、東京事務所、広報課、財政課、市民税課、資産税課、収税課、特別滞納整理推進室、財産管理課、検査課）
- 3 危機管理部（危機管理課、防災室）
- 4 総務部（総務課、法務室（固定資産評価審査委員会を含む。）、行政経営課、人事課、調達契約課、情報企画課）
- 5 市民部（市民課、市民交流課、男女共同参画室、地域連携課、人権課、アストプラザ）
- 6 スポーツ文化振興部（スポーツ振興課、文化振興課）
- 7 環境部（環境政策課、環境保全課、環境事業課、環境施設課）
- 8 健康福祉部（福祉政策課、福祉監査室、子育て推進課、こども支援課、高齢福祉課、地域包括ケア推進室、障がい福祉課、援護課、介護保険課、保険医療助成課、健康づくり課、地域医療推進室、新型コロナウイルスワクチン接種推進室）
- 9 商工観光部（商業振興労政課、経営支援課、企業誘致課、観光振興課）
- 10 農林水産部（農林水産政策課、林業振興室、水産振興室、農業基盤整備課）
- 11 都市計画部（都市政策課、開発指導室、交通政策課、津駅前北部土地区画整理事務所、建築指導課）
- 12 建設部（建設政策課、事業調整室、用地・地籍調査推進課、建設整備課、河川排水推進室、市営住宅課、営繕課、津北工事事務所、津南工事事務所）
- 13 ボートレース事業部（経営管理課、事業推進課）
- 14 久居総合支所（地域振興課、市民課、福祉課、生活課）
- 15 河芸総合支所（地域振興課、市民福祉課）

- 16 芸濃総合支所（地域振興課（棕本財産区を含む。）、市民福祉課）
- 17 美里総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- 18 安濃総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- 19 香良洲総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- 20 一志総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- 21 白山総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- 22 美杉総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- 23 上下水道事業局（水道工務課、下水道工務課、水道施設課、安芸事業所、一志事業所、下水道施設課）
- 24 上下水道管理局（経営企画課、上下水道管理課、営業課）
- 25 消防本部（消防総務課、予防課、消防救急課、消防団統括室、通信指令課）、消防署（中消防署、北消防署、久居消防署、白山消防署）
- 26 会計管理室
- 27 三重短期大学事務局（大学総務課、学生部、附属図書館）
- 28 議会事務局（議会総務課、議事課）
- 29 教育委員会事務局（教育総務課、学校教育課、教育研究支援課、人権教育課、生涯学習課、久居教育事務所、河芸教育事務所、芸濃教育事務所、美里教育事務所、安濃教育事務所、香良洲教育事務所、一志教育事務所、白山教育事務所、美杉教育事務所、津図書館）
- 30 選挙管理委員会事務局
- 31 監査事務局
- 32 農業委員会事務局

第3 監査の対象年度及び事項

原則として令和4年度の財務及び事務の執行を対象とした。

なお、補助金等一部の財務及び事務の執行については、必要に応じて、令和3年度以前のもものを対象に含めた。

第4 監査の期間

令和4年9月9日から令和5年1月27日までである。

第5 監査の方法

監査に当たっては、主に次の諸点に着眼し、監査対象部局等から提出を

受けた資料、関係諸帳簿等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

- 1 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- 2 会計及び事務処理は、法令等の規定に基づき適正に行われているか。
- 3 現金の取扱いは、適正に行われているか。
- 4 財産の管理は、適正に行われているか。
- 5 各種の帳簿、書類の記帳、保管等は、適正に行われているか。
- 6 事務事業は、効率的かつ効果的に行われているか。

第6 監査の区分

監査の結果については、次の区分を用いて講評するものとした。

- 1 勧告
法令、要綱等に反するとともに、故意又は重大な過失により著しく適正を欠く事項で、特に措置を講ずる必要があると認められるもの
- 2 指摘
 - (1) 法令、要綱等に明らかに反していると認められるもの
 - (2) 法令、要綱等に反してはいないものの、経済性、効率性及び有効性の観点に著しく反していると認められるもの
- 3 意見
経済性、効率性及び有効性の観点から改善が必要と認められるもの

第7 監査の結果

監査対象部局等における財務及び事務の執行のうち、その是正措置を講じることなどを求める事項（極めて軽微な事項及び既に措置が講じられた事項を除く。）については、次に記載するとおりである。これらの事項がない監査対象部局等については、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げようとし、本市の組織及び運営の合理化に努めていると認め、特に記載していない。

なお、市長その他関係のある執行機関は、当該監査の結果に基づき、又はこれを参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

- 1 政策財務部
 - (1) 資産税課

正確かつ公正な契約書の作成及び適正な公文書の取扱いについて
(意見)

家屋評価調書準備資料作成業務委託について、仕様書第12条
(個人情報の取扱い)に明記されている個人情報取扱特記事項が契
約書に綴じ込まれていなかった。

また、仕様書中の成果品納入期限の日付が空欄(決裁後調整)と
なっていた。加えて、契約書及び仕様書で提出を求めている着手届、
管理技術者選任通知書について、受注者から提出はあるものの、い
ずれも提出日、契約締結日が記載されておらず、市側の收受印もな
く、提出があった旨の報告もなされていなかった。

当該業務は、地方税法上の守秘義務も課される個人情報を取り扱
うものであることから、正確かつ公正な契約書に基づく個人情報の
取扱いを徹底するとともに、契約に係る公文書についても適正な取
扱いを徹底されたい。

(2) 財産管理課

津市公印規則の遵守について(指摘)

津市公用バス運行業務委託に係る契約の締結については、津市事
務専決規程に基づき、決裁区分が部次長となっている。この委託契
約書に使用する公印は、津市公印規則第3条の規定により、総務課
が取り扱う市長印を使用すべきところ、課長専決事項の専用公印を
使用していた。

今後は、このようなことがないように、同規則を遵守されたい。

2 市民部

(1) 市民交流課

補助金交付に係る関係法令等の条文整理について(意見)

防犯カメラ設置補助金交付要綱において、補助金の額は「補助金
は、交付対象経費に2分の1を乗じて得た額(当該額が15万円を
超えるときは、15万円)を限度とし、予算で定める範囲内におい
て」とされている。

しかしながら、同要綱に基づき策定された、津市防犯カメラ設置
の手引きでは、1台あたり15万円を補助上限額としており、令和
4年度においては、カメラ5台分として432,800円の補助金
交付を決定しているものがあつた。

現状、手引きで定める補助上限額が、上位規程である要綱で定める範囲を超える額を交付していることから、本補助金交付事務の実情に即するよう、関係法令等の条文を整理されたい。

(2) 地域連携課

公正公平な交付金審査について（意見）

市民活動推進事業交付金交付要領では、設立や運営に必要な経費を対象経費とする市民活動団体設立等支援交付金と事業実施に必要な経費を対象経費とする市民活動推進交付金を定めており、1団体に対して同一年度に両方を交付できないこととしている。

令和4年度は、平成30年度から4年ぶりに市民活動団体設立等支援交付金を1団体に交付決定していたが、明らかに事業実施に必要な経費を、対象経費である設立や運営に必要な経費であると拡大解釈し、対象経費と認めて交付決定をしていた。

交付金は、令和4年度から施行された津市補助金審査事務規程に基づく補助金チェックシートの作成対象とはならないが、対象経費の拡大解釈の防止は制定趣旨の一つであることから、同規程に準じた公正公平な交付金の審査に努められたい。

3 スポーツ文化振興部

(1) スポーツ振興課

スポーツ競技団体との十分な協議による大会の開催について（意見）

令和3年度のスポーツ競技団体への大会開催業務委託について、新型コロナウイルス感染症の影響により、大会が中止となったため、大会開催プログラム・ポスター等の印刷製本費、感染症対策の消耗品費などの準備経費について支払うものとし、委託料を減額する変更契約を締結した。準備経費を支払うことには妥当性はあるものの、当初予定されていなかった過剰とも言える入賞者副賞も含まれており、大会が中止になったにもかかわらず、当初契約額の約7割に相当する委託料を支出していた。

大会の主催者、開催費用を負担するのは市であることから、スポーツ競技団体と十分に協議を行いながら、各種のスポーツ大会を開催されたい。

(2) 文化振興課

財産台帳の適正な整備について（指摘）

令和3年度において、津リージョンプラザ無線ネットワーク（Wi-Fi）等環境整備業務委託を実施しているが、工作物台帳に登録がされていなかった。

津市財産に関する条例において、財産については、財産台帳を備え当該物件の価格を評定して基礎を明らかにし、取得、管理及び処分その他必要な事項を詳しく記載しておかなければならないとされており、Wi-Fi設備については津市公有財産規則に基づき、通信装置として工作物台帳に登録されるべきものである。

今後、財産の取得、管理及び処分に当たっては、同規則に基づき、適正に財産台帳を整備されたい。

4 健康福祉部

(1) 子育て推進課

財産台帳の適正な整備について（指摘）

令和3年度において、公立保育所及び認定こども園の無線ネットワーク等環境整備業務委託を実施しているが、工作物台帳に登録がされていなかった。

津市財産に関する条例において、財産については、財産台帳を備え当該物件の価格を評定して基礎を明らかにし、取得、管理及び処分その他必要な事項を詳しく記載しておかなければならないとされており、Wi-Fi設備については津市公有財産規則に基づき、通信装置として工作物台帳に登録されるべきものである。

今後、財産の取得、管理及び処分に当たっては、同規則に基づき、適正に財産台帳を整備されたい。

(2) こども支援課

正確かつ公正な契約書の作成及び個人情報保護に係る書類徴取の徹底について（意見）

令和4年10月1日から運用を開始した新たな津市家庭児童相談システムへデータ移行するため、従前システムからのデータ抽出業務委託を行ったが、その契約書に個人情報の取扱いに関する特記仕様書が綴じ込まれていなかった。

また、特記仕様書に定める書類の提出を求めていなかった。

個人情報の取扱いに係る責任の所在を明確化するため、正確かつ

公正な契約書の作成を徹底するとともに、特記仕様書に基づく個人情報保護に係る書類の徴取についても徹底されたい。

(3) 高齢福祉課（河芸総合支所市民福祉課、美杉総合支所市民福祉課）
補助金交付事務手続の見直しについて（指摘）

津市老人クラブ重点活動事業補助金について、令和4年9月に三重県からの補助事業採択後、河芸総合支所市民福祉課及び美杉総合支所市民福祉課に指示をし、河芸地域内5地区、美杉地域内4地区の老人クラブに、同年4月1日付けで補助金交付申請書を提出するよう依頼文を送付させていた。その後、両総合支所市民福祉課は、同日付けの補助金交付申請書の提出を受け、同日付けの收受印を押印し、同日付けで交付決定していた。

高齢福祉課においても、津地域内9地区の老人クラブに対し、同様の日付を遡った事務手続をしていた。

公文書で日付を遡った申請書の提出を市民に対し依頼することはもとより、明らかに実際の押印日とは異なる日付で交付決定通知書に公印を使用しており、公文書取扱い上の観点から適正であるとは言えない。

本補助金に係る一連の事務の流れを整理し、実際の日付に即した適正な補助金交付事務となるよう、事務手続を見直されたい。

(4) 障がい福祉課

津市公印規則の遵守について（指摘）

視覚障害者自立歩行生活訓練事業業務委託に係る契約の締結については、津市事務専決規程に基づき、決裁区分が部次長となっている。この委託契約書に使用する公印は、津市公印規則第3条の規定により、総務課が取り扱う市長印を使用すべきところ、課長専決事項の専用公印を使用していた。

今後は、このようなことがないよう、同規則を遵守されたい。

(5) 介護保険課

無効入札とすべき見積書による落札者の決定について（意見）

介護認定調査業務委託における見積徴取において、見積書に記された金額が1,000円か4,000円なのか判別できないものがあったが、金額の高い4,000円を決定価格としていた。

本来最も低い価格をもって入札した者が落札者となるのが競争入

札の原則であることから、1者からの見積徴取であっても、金額が判別できないものについては、無効入札として取扱い、公正適格な契約事務を徹底されたい。

(6) 健康づくり課

ア 保健センター使用料の使用許可前徴収について（指摘）

白山保健センターにおける保健指導室（多目的ホール）の使用許可申請に対し、使用希望日時に加えて申請書欄外に先日付の予約日時を記入することで、先日付分の使用料も含めた使用料を一括で徴収し、後日、先日付分の使用許可申請書の提出を受け、使用料は徴収済として使用許可書を交付しているものがあつた。

津市保健センターの設置及び管理に関する条例第7条において、「使用許可を受けた者は、（中略）使用料を当該使用許可の際に納付しなければならない。」とされており、このような使用許可前の使用料徴収はできないものである。

今後は、同条例及び同条例施行規則を遵守した適正な使用料の徴収事務を徹底されたい。

イ 津市事務専決規程の遵守について（指摘）

医療関係法人への津市保健事業等交付金に係る2件の交付決定決裁について、いずれも交付決定額が1,000万円以上であるため、津市事務専決規程第5条の規定に基づき、副市長決裁（1,000万円以上）とすべきところ、担当理事決裁（300万円以上1,000万円未満）により交付決定していた。

今後は、このようなことがないよう、同規程を遵守されたい。

5 ポートレース事業部

事業推進課

未使用クオカードの有効活用及び資産計上の検討について（意見）

ファンサービス用クオカードは、令和4年9月30日の現在高が476万1,000円であるが、その中には、過去に開催されたレース用に作成された未使用のものが多く含まれている。

これらのクオカードについては、ファンサービス等で積極的に利用するなど有効活用するとともに、金銭的な価値を有していることから、貯蔵品として貸借対照表に資産計上し、資産として適正に在庫管理することを検討されたい。

6 久居総合支所

地域振興課

ポルタふれあいセンター使用料の適正な徴収について（指摘）

津市ポルタひさいふれあいセンターの設置及び管理に関する条例において、冷暖房時の使用料については、施設使用料の2分の1の額を使用料に加算し、使用許可の際に納付することとされている。

しかしながら、使用許可申請の際に冷暖房費を適正に徴収しているものもあれば、後日、月まとめて冷暖房費のみを徴収しているものも見受けられた。

施設の使用を許可する際には、相手方に冷暖房の使用の有無を十分に確認し、同条例に基づく使用料の適正な徴収を徹底されたい。

7 河芸総合支所

市民福祉課

条例施行規則に基づく事務処理の徹底について（指摘）

津市河芸ほほえみセンターの設置及び管理に関する条例施行規則第4条第1項第1号において、使用許可の申請期間は「使用しようとする日の属する月の3月前から前日まで」と定められている。

しかしながら、施設の設置目的に即した団体に対しては、前年度に年間通しての使用許可申請ができるようにしており、令和4年度においても、複数の団体の令和4年4月から令和5年3月までの使用許可申請及び使用料減免申請を受付し、一括して使用許可及び免除決定をしていた。

使用許可及び免除決定に際しては、同条例施行規則に基づく事務処理を徹底されたい。

8 芸濃総合支所

地域振興課

芸濃総合文化センターの適正な使用許可及び使用料の減免手続について（指摘）

使用料が免除となる津市芸濃町文化協会の加入団体として使用許可申請書及び使用料減免申請書が提出された団体について、未加入であるにもかかわらず、使用許可及び免除決定がなされていた。使用許可申請書の備考欄に同協会に加入との記載がされていたが、実際は関連団体が加入していたものであった。

真の申請者が誰であることを十分に確認し、公正公平な使用許可及び使用料の減免手続を徹底されたい。

9 安濃総合支所

地域振興課

財産台帳の適正な整備について（指摘）

令和3年度において、サンヒルズ安濃無線ネットワーク（Wi-Fi）等環境整備業務委託を実施しているが、工作物台帳に登録がされていないなかった。

津市財産に関する条例において、財産については、財産台帳を備え当該物件の価格を評定して基礎を明らかにし、取得、管理及び処分その他必要な事項を詳しく記載しておかなければならないとされており、Wi-Fi設備については津市公有財産規則に基づき、通信装置として工作物台帳に登録されるべきものである。

今後、財産の取得、管理及び処分に当たっては、同規則に基づき、適正に財産台帳を整備されたい。

10 白山総合支所

地域振興課

(1) 財産台帳の適正な整備について（指摘）

令和3年度において、白山総合文化センター無線ネットワーク（Wi-Fi）等環境整備業務委託を実施しているが、工作物台帳に登録がされていないなかった。

津市財産に関する条例において、財産については、財産台帳を備え当該物件の価格を評定して基礎を明らかにし、取得、管理及び処分その他必要な事項を詳しく記載しておかなければならないとされており、Wi-Fi設備については津市公有財産規則に基づき、通信装置として工作物台帳に登録されるべきものである。

今後、財産の取得、管理及び処分に当たっては、同規則に基づき、適正に財産台帳を整備されたい。

(2) 行政財産の使用許可及び使用料の減免手続について（指摘）

農業関連団体が無償で白山農民研修所の事務室を使用しているが、行政財産の使用許可及び使用料の減免に係る手続がされていないことから、所要の措置を講じられたい。

(3) 行政財産貸付契約の見直し及び適正科目による収納について（指

摘)

白山体育館のジュース自動販売機については、平成12年11月20日に個人と設置に係る覚書を締結しており、設置の条件は「電気使用料として1台につき1ヶ月700円を町に納入すること。」とされている。

しかしながら、実際には行政財産使用料として年額756円、電気使用料として月額3,000円を収納していた。

行政財産使用許可の手続によらず、行政財産使用料として歳入していること、覚書にもよらない金額を請求していることは、適正な収納事務であるとは言えない。契約の在り方を見直すとともに、適正な科目により収納されたい。

11 教育委員会事務局

学校教育課

補助金の交付条件に沿った審査の徹底について（意見）

私立幼稚園協会補助金については、津市補助金等交付規則第5条に基づき、補助金交付決定通知書に、補助事業等に要する経費の配分を変更するときは、市長の承認を受けなければならないとの条件を付して、補助事業者に通知している。

令和3年度においては、75万7,565円の補助対象経費の約4割にあたる33万円を、当初計画にない協会ホームページの作成費用に支出するとの報告を受けていたが、補助事業者に対し計画変更承認申請書の提出を求めないまま、実績報告書の提出を受け交付確定していた。

今後、経費の配分に変更が生じるとの報告があったときは、補助事業者に対し、同規則に規定する計画変更承認申請書の提出を求め、補助金に係る交付条件に沿った審査を行うよう徹底されたい。

第8 監査意見

本件監査の結果に基づき、次のとおり意見するものである。

1 内部統制の更なる強化について

(1) 補助金等審査事務

令和4年度から、津市補助金審査事務規程に基づく補助金チェックシートを活用した補助金交付事務の執行が開始されたことを受け、本

監査においてチェックシートが有効に機能しているかどうか、重点的に確認した。ほとんどの所属において、チェックすべき項目や担当者の役割が明確となり、有効に機能していたが、一部の所属では、別途、補助金交付要綱等を確認しないといけない雛形そのままのシートを使用しているもの、手書きではなく、チェックが印字されているシートにより決裁されているもの、予算執行確認担当者のチェック欄がなく、予算チェックされたことが確認できないシートを使用しているものなど、初年度からチェックシートの意義を形骸化するような事務処理が見られた。

なお、補助金チェックシート作成の対象とならない補助金、交付金において、日付を遡った不適正な事務手続や、交付対象経費の拡大解釈による交付金の交付決定がなされていたことは、津市自治会問題を踏まえ同規程が制定されたことを鑑みると、残念と言うほかない。

(2) 建築施設等少額修繕

令和3年10月1日から運用を開始された建築施設等少額修繕業者選定指針、建築施設等少額修繕検査マニュアルに基づく施設修繕の執行についても本監査の重点の一つとした。これもほとんどの所属において、指針、マニュアルに沿った執行がなされていたが、一部の所属では、記入誤りや記入漏れのある少額修繕検査チェックシートにより完了検査を合格にしているものや、修繕完了日から10日以上経過しているにもかかわらず、10日以内に完了検査を実施したとチェックされているものもあった。

(3) 小括

いずれも津市自治会問題を踏まえて内部統制を強化するために導入された仕組みであるが、現時点では組織全体に十分に浸透しているとは言えない。仕組みが導入された背景・趣旨が風化することがないように、あらゆる機会を通じて、財務事務執行に係る全ての職員に繰り返し周知徹底を図り、組織としてのチェック機能が十分に働く、更なる内部統制の強化に取り組みたい。

2 財産台帳の適正な整備について

令和3年度に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、複数の部局における公共施設の空調改修工事や文化施設等のリモート環境（Wi-Fi等環境）が整備されたことから、津市公有財産規則

に定める財産台帳への登録状況を確認したところ、多くの所属で登録がなされていないかった。

市の公有財産を適正に管理していくためには、施設整備に活用した財源も含めて適正に財産台帳を整備することが必要不可欠である。改めて、津市公有財産規則に基づく適正な公有財産の管理を徹底されたい。

3 不動産賃貸借契約における自動更新条項への対応について

市が賃借人となる場合の不動産賃貸借契約書において、賃貸借期間に係る条項中に「賃貸借期間満了の日前1箇月までに甲、乙いずれか一方から何らの意思表示のないときは、この契約は、当該賃貸借期間満了の日の翌日から更に1年間更新されたものとみなす。その後においても、同様とする。」とするただし書を加えて、土地（建物）を借り上げている事例が複数の部局にわたり散見された。いずれも債務負担行為は設定されておらず、後年度予算の裏付けがないまま契約更新されている状況は適切とは言えない。

土地（建物）を借り上げる必要性も含めて、自動更新条項のある不動産賃貸借契約の在り方について、全庁的に見直されたい。

4 収賄による職員逮捕について

本監査の期間中に、モーターボート競走事業に係る広告発注業務を巡る収賄により職員が逮捕、起訴され、有罪となるに至ったことは、誠に遺憾である。賄賂を求めた職員個人の犯行ではあるが、組織として収賄を可能にする環境を与えていたことは否めない。一職員個人の問題として捉えることなく、組織として、二度とこのような職員を生み出さないよう、あらゆるリスクを想定し、不祥事を未然に防止できる仕組みを構築するとともに、組織の規律保持の再徹底を図られたい。

5 適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応について

令和5年10月1日から、消費税の適格請求書等保存方式（以下「インボイス制度」という。）が導入されるに当たって、公営企業会計を始め、一般会計・特別会計の各会計において、必要となる準備が進められているところである。

インボイス制度は、地方公共団体として適格請求書発行事業者となることだけでなく、消費者としても、契約事務、会計事務において混乱が生じると考えられ、市の財務事務の執行に大きな影響を与えるものである。

制度開始までに残された時間は長くない。財務事務の執行に係る全ての職員が制度を十分に理解し、インボイス制度に対応した適確な財務事務を執行できるよう、対応マニュアル等の整備や説明会の開催等により周知徹底を図り、万全の態勢で制度開始当日が迎えられることを望むものである。

以上